

市たばこ税

1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）または卸売販売業者です。

ただし、小売価格に税金が含まれていますので、実際に負担しているのは、たばこを購入した方です。

2 税率と税額の計算方法

・税率

1,000 本につき 6,552 円

・税額の計算方法

売渡本数×税率＝税額

たばこ 1 箱（1 箱 20 本入り 580 円の商品の場合）の税金は…



市たばこ税	131.04 円
県たばこ税	21.4 円
国たばこ税	152.44 円
消費税・地方消費税	52.72 円
	357.6 円

福島市へ納付される税金

$20 \text{ 本} \times 6,552 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 本} = 131 \text{ 円 } 04 \text{ 銭}$

※国たばこ税にはたばこ特別税を含む

3 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに申告し納めることになっています。

鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

1 納税義務者

鉱物の掘採事業を行う鉱業者

2 税率と税額の計算方法

税率は 1% ただし掘採した鉱物の価格が 200 万円以下の月の場合は 0.7%

鉱物の価格×税率＝税額

3 申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格などを翌月 15 日から末日までに申告し納めることになっています。